

鳥取県内3番目のユースエール認定通知書を 有限会社辰巳園に交付しました。



鳥取労働局は、若者雇用促進法に基づき、鳥取県内3番目の認定企業として有限会社辰巳園を令和2年1月7日（火）付けで認定し、令和2年1月17日（金）にユースエール認定通知書交付式を執り行いました。

ユースエール認定制度は、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定するもので、以下のような認定基準があり、12項目すべての基準を満たす必要があります。

- ・直近3事業年度の新卒者等の正社員として就職した人の離職率が20%以下
- ・直近の事業年度の月平均所定外労働時間が20時間以下
- ・前事業年度の正社員の有給休暇の年平均取得率が70%以上又は年平均取得日数が10日以上など

同社の加藤専務は、「社員の社外研修等への積極的な参加や業務に必要な教育訓練や資格取得にかかる費用の会社負担等、新入社員にかかわらず業務に必要な知識・技能習得のための人材育成に取り組んでいる。また学校からの依頼による講師も引き受けるなど、社内のみならず、若者の育成に積極的に取り組んできた。一方で、毎年のように学卒求人を出しているが、採用に至っていない状況であったため、ユースエール認定により若者へアピールできる企業を目指して、短時間正社員制度などの多様な勤務体系を導入することにより労働時間の削減を進めてきた。今回の認定により、今後も働きやすい職場づくりを目指すとともに若い社員が「造園業」の仕事に誇りを持てるような企業にしていきたい。」と話されました。

